

ID: 18

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	郡家駅コミュニティ施設条例 第10条		
<b>例 規 番 号</b>	平成26年条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別設備等の制限)  第10条 利用者は、多目的交流スペースに特別な設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日